

令和元年度 第2回

松本市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和2年2月10日

健康福祉部保険課

(報告第1号)

松本市国民健康保険特別会計の財政状況について

1 趣旨

国民健康保険特別会計の財政状況について報告するものです。

2 これまでの経過

- (1) 平成28年度に、平成28～29年度までの財政推計を行ったところ、29億1,759万円の歳入不足が見込まれたことから、税率改定(改定率13.95%)を行うとともに、急激な負担増加を緩和するため、平成28～29年度に一般会計から特例繰入(6億8,400万円/年)を行いました。
- (2) 平成30年度には、国民健康保険の県域化が行われ、財政運営の責任主体が市町村から県へと移行し、市は定められた国民健康保険事業費納付金を県に納付し、支出する保険給付費は、交付金として県から交付を受けることとなっています。
- (3) 平成30年度末の形式収支は6億7,417万円、基金残高は6億3,068万円でした。

3 令和元年度の状況(令和元年度2月補正予算)

(1) 歳入

ア 保険税

収納率は前年度を上回り、現年度分93.34%、滞納繰越分16.33%となる見込みで、当初予算より1億2,682万円の増となります。

イ 県支出金

保険給付費の増加見込みに連動して、当初予算を2億6,736万円上回る見込みです。

ウ 繰越金

平成30年度決算額に基づき、6億7,417万円となります。

(2) 歳出

ア 保険給付費

保険給付費は当初予算より2億6,975万円の増と見込んでいます。内訳は、一般被保険者分が1億5,530万円の増、退職被保険者分が1,445万円の増となります。

令和元年度は被保険者数が減少しているものの、1人当たりの保険給付費の伸びが高く、被保険者の減少率を保険給付費の伸びが上回っているためです。

(3) 収支

収支は2億3,484万円の黒字を見込んでいます。国民健康保険税の増加などにより、当初予算の見込額6,400万円から改善しています。

4 令和2年度の見通し(令和2年度当初予算)

(1) 歳入

ア 保険税

令和2年度の制度改正として、保険税の賦課限度額の引上げ及び低所得者に係る保険税軽減の拡充が行われます。

被保険者数の減少を見込んでいるため、令和元年度当初と比較して7,880万円の減となっています。

また、低所得者の方に係る軽減措置の拡大は、6年連続となります。

(2) 歳出

ア 保険給付費

直近1年間の1人当たり保険給付費を推計し、医療費の過去3年の平均伸び率と被保険者数を乗じて推計しました。

161億8,634万円を計上しており、令和元年度当初予算に比べ2億3,195万円上回る額となります。これは被保険者の減少傾向が鈍化していることと、1人当たり保険給付費の伸びを高く見込んでいるためです。

イ 国民健康保険事業費納付金

長野県の算定により59億7,317万円で、令和元年度当初予算に比べ、8億2,212万円の減となっています。納付金が減額されたのは、令和2年度に長野県全体へ交付される前期高齢者交付金の額が前年度対比26億円増加したことや、平成30年度長野県国民健康保険特別会計の決算繰越金35億円を納付金の減算に活用したことなどによるものです。

(3) 収支

令和2年度当初予算では、単年度収支で1億1,246万円、形式収支で3億4,730万円の黒字を見込んでいます。また、収支に基金を加えた財政収支黒字額は令和2年度末で、9億7,940万円を見込んでいます。

(4) 今後について

国民健康保険事業費納付金の納付額は財政収支に直結しますので、事業費納付金の算定の基礎となる高齢者医療制度に係る長野県全体の負担額や、1人当たり保険給付費の伸びにおいて、その増加傾向に変わりがないことから、今後もきびしい財政運営が予測されます。

(詳細別表のとおり)

国民健康保険特別会計 財政状況

別表

(単位:千円)

款	年度・区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度				令和2年度		
		決算額	決算額	決算額	当初予算額	決算見込額	当初予算 差	当初予算 比	当初予算額	R元 当初 差	R元 当初 比
歳入	1 保険税収納見込額	5,664,426	5,475,916	5,349,243	5,064,990	5,191,810	126,820	2.5%	4,986,190	△ 78,800	-1.6%
	2 使用料及び手数料	4,099	3,980	3,772	3,940	3,940	0	0.0%	3,650	△ 290	-7.4%
	3 国庫支出金	5,986,695	5,788,495	129	0	860	860	皆増	18,200	18,200	皆増
	4 療養給付費交付金 ※1	655,230	354,298	-	-	-	-	-	-	-	-
	5 前期高齢者交付金 ※1	6,575,402	7,194,085	-	-	-	-	-	-	-	-
	6 県支出金 ※2	1,282,502	1,143,827	16,281,595	16,075,740	16,343,100	267,360	1.7%	16,293,860	218,120	1.4%
	7 共同事業交付金 ※1	6,301,717	5,978,716	-	-	-	-	-	-	-	-
	8 財産収入	0	-	684	760	720	△ 40	-5.3%	700	△ 60	-7.9%
	9 繰入金:一般会計繰入金	1,492,215	1,394,761	1,434,513	1,420,780	1,457,760	36,980	2.6%	1,397,950	△ 22,830	-1.6%
	10 諸収入	64,113	69,301	59,418	68,310	188,360	120,050	175.7%	62,350	△ 5,960	-8.7%
歳入合計 A		28,026,399	27,403,379	23,129,354	22,634,520	23,186,550	552,030	2.4%	22,762,900	128,380	0.6%
歳出	1 総務費	120,027	119,664	122,864	137,620	148,930	11,310	8.2%	163,420	25,800	18.7%
	2 保険給付費	16,998,893	16,461,389	16,180,817	15,954,390	16,224,140	269,750	1.7%	16,186,340	231,950	1.5%
	3 国保事業費納付金 ※3	-	-	6,541,207	6,795,290	6,795,290	0	0.0%	5,973,170	△ 822,120	-12.1%
	4 後期高齢者支援金等 ※1	3,125,054	3,034,939	-	-	-	-	-	-	-	-
	5 前期高齢者納付金等 ※1	2,293	11,054	-	-	-	-	-	-	-	-
	6 老健拠出金 ※1	96	61	-	-	-	-	-	-	-	-
	7 介護納付金 ※1	1,155,621	1,140,035	-	-	-	-	-	-	-	-
	8 共同事業拠出金 ※1	6,203,252	5,932,497	-	-	-	-	-	-	-	-
	9 保健事業費	209,760	207,083	208,191	272,400	241,150	△ 31,250	-11.5%	270,140	△ 2,260	-0.8%
	10 積立金	0	630,000	684	760	720	△ 40	-5.3%	700	△ 60	-7.9%
	11 諸支出金	53,450	65,256	47,998	53,960	215,640	161,680	299.6%	56,670	2,710	5.0%
	12 予備費	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
歳出合計 B		27,868,446	27,601,978	23,101,761	23,214,420	23,625,870	411,450	1.8%	22,650,440	△ 563,980	-2.4%
収支	単年度収支(保険税不足額) A-B C	157,953	△ 198,599	27,593	△ 579,900	△ 439,320	140,580	-24.2%	112,460	692,360	-119.4%
	前年度繰越金 D	△ 125,101	661,312	982,198	643,900	674,160	30,260	4.7%	234,840	△ 409,060	-63.5%
	財政調整基金繰入金 E	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
	一般会計特例繰入金 F	684,000	684,000	0	0	0	0	-	0	0	-
	前年度精算金(療給負担金・療給交付金) G	△ 55,540	△ 164,515	△ 335,622	0	0	0	-	0	0	-
	形式収支 C+D+E+F+G H	661,312	982,198	674,169	64,000	234,840	170,840	266.9%	347,300	283,300	442.7%
年度末基金残高		0	630,000	630,684	631,444	631,404	△ 40	-0.01%	632,104	660	0.10%
収支(基金反映後)		661,312	1,612,198	1,304,853	695,444	866,244	170,800	24.56%	979,404	283,960	40.83%

※1 県域化により皆減 ※2 県域化により内容の組み換え ※3 県域化により新設

(報告第2号)

国民健康保険制度の改正等について

1 趣旨

令和2年に予定される制度の改正等について報告するものです。

2 保険税の改正

(1) 保険税の軽減判定所得の引き上げ

経済動向等を踏まえ、低所得者に対する保険税の軽減判定所得を見直すものです。

ア 2割軽減

軽減判定所得の基準を現行の「33万円 + 5.1万円 × 被保険者数」から「33万円 + 5.2万円 × 被保険者数」に引き上げ

イ 5割軽減

軽減判定所得の基準を現行の「33万円 + 2.8万円 × 被保険者数」から「33万円 + 2.85万円 × 被保険者数」に引き上げ

(2) 保険税の課税限度額の引き上げ

中間所得層の被保険者の負担に配慮し、保険税課税限度額を3万円引き上げ99万円とするものです。内訳は下記のとおりです。

ア 基礎分

現行の61万円から63万円に2万円引き上げ

イ 後期高齢者支援金分

現行の19万円に変更無し

ウ 介護納付金分

現行の16万円から17万円に1万円引き上げ

(3) 施行

令和2年4月1日

今後、国会の審議状況を見ながら、法案成立後に条例の一部改正を行います。

3 被保険者証と高齢受給者証の一体交付

国民健康保険の被保険者証と高齢受給者証の一体交付を令和2年8月1日の一斉更新から行います。

(1) 変更内容

	今まで	令和2年8月から
70歳以上の国保被保険者	被保険者証と高齢受給者証の <u>2枚</u> を医療機関へ提示	被保険者証兼高齢受給者証の <u>1枚</u> を医療機関へ提示
69歳までの国保被保険者	被保険者証を医療機関へ提示	変更なし
有効期限	毎年 <u>9月30日</u>	毎年 <u>7月31日</u> (高齢受給者証の有効期限と統一)

(2) 県内市町村の被保険者証発行事務を長野県国民健康保険団体連合会へ委託し、台紙等の統一化や共同発注により経費節減に努めるとともに、県内全市町村で被保険者証送付時に臓器提供欄の保護シールや国保資料などを同封することができるようになります。

(3) 今後、市民周知や国保システムの改修などの準備に取り組めます。

4 オンライン資格確認

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が導入されることになりました。

(1) 変更内容

	今まで	改正後
医療機関の受診方法	被保険者証を提示する	被保険者証の他に、装置を導入している医療機関では、 <u>個人番号カード（マイナンバーカード）を提示</u> することによる受診が可能（令和3年3月から）
被保険者証の記載内容	世帯単位の記号・番号	世帯単位の記号・番号に新たに <u>個人単位の番号</u> を付番し、被保険者番号を個人単位化（令和3年4月以降順次）

(2) オンライン資格確認で変わること

ア 医療機関で給付を受ける場合、マイナンバーカードを提示することで、最新の医療保険で受診することができる。

イ 保険が変更になった場合に、過誤調整を行っていた業務が省略できる。